

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令新旧対照条文
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前																																										
<p>（申請書の添付書類）</p> <p>第十一条 法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者のうち、法第五条の二第三項第二号に該当する者については、同号の災害により許可済猟銃（同項第一号の許可済猟銃をいう。以下の号において同じ。）を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した事情を明らかにした書類</p> <p>十～十七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一（第十一条関係）</p> <table border="1" data-bbox="295 280 438 1019"> <tr> <td>受けようとする許可等</td> <td rowspan="2">申請書に添え、又は提示する書類</td> </tr> <tr> <td>許可等を受けようとする者</td> </tr> <tr> <td>申請人の写真2枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>戸籍抄本及び住民票の写し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>講習修了証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合格証明書又は講習修了証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技能講習修了証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可証</td> <td></td> </tr> <tr> <td>やむを得ない事情を明らかにした書類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用実績報告書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経歴書</td> <td></td> </tr> </table>	受けようとする許可等	申請書に添え、又は提示する書類	許可等を受けようとする者	申請人の写真2枚		戸籍抄本及び住民票の写し		講習修了証明書		合格証明書又は講習修了証明書		技能講習修了証明書		許可証		やむを得ない事情を明らかにした書類		使用実績報告書		経歴書		<p>（申請書の添付書類）</p> <p>第十一条 法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九～十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一（第十一条関係）</p> <table border="1" data-bbox="295 1164 438 1904"> <tr> <td>受けようとする許可等</td> <td rowspan="2">申請書に添え、又は提示する書類</td> </tr> <tr> <td>許可等を受けようとする者</td> </tr> <tr> <td>申請人の写真2枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>戸籍抄本及び住民票の写し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>講習修了証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合格証明書又は講習修了証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技能講習修了証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可証</td> <td></td> </tr> <tr> <td>やむを得ない事情を明らかにした書類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用実績報告書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経歴書</td> <td></td> </tr> </table>	受けようとする許可等	申請書に添え、又は提示する書類	許可等を受けようとする者	申請人の写真2枚		戸籍抄本及び住民票の写し		講習修了証明書		合格証明書又は講習修了証明書		技能講習修了証明書		許可証		やむを得ない事情を明らかにした書類		使用実績報告書		経歴書	
受けようとする許可等	申請書に添え、又は提示する書類																																										
許可等を受けようとする者																																											
申請人の写真2枚																																											
戸籍抄本及び住民票の写し																																											
講習修了証明書																																											
合格証明書又は講習修了証明書																																											
技能講習修了証明書																																											
許可証																																											
やむを得ない事情を明らかにした書類																																											
使用実績報告書																																											
経歴書																																											
受けようとする許可等	申請書に添え、又は提示する書類																																										
許可等を受けようとする者																																											
申請人の写真2枚																																											
戸籍抄本及び住民票の写し																																											
講習修了証明書																																											
合格証明書又は講習修了証明書																																											
技能講習修了証明書																																											
許可証																																											
やむを得ない事情を明らかにした書類																																											
使用実績報告書																																											
経歴書																																											

六 やむを得ない事情を明らかにした書類とは、法第五条の第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因するやむを得ない事情により法第四項第一号の規定による猟銃の所持の許可の申請をすることができないかつた事情及び当該事情がやんだ日から起算して一月を経過してないことを明らかにした書類、法第五条の第三項第三号に該当する者にあつては、令第十四条各号に掲げるやむを得ない事情により法第七条の第三項の規定による許可の更新を受けることができなかった事情及び当該事情がやんだ日から起算して一月を経過してないことを明らかにした書類をいう。

七 使用実績報告書は、別記様式第七十七号のとおりとする。

八 経歴書は、別表第一の別記様式のとおりとする。

九 射撃競技参加選手等とは、当該種類の猟銃に係る令第十三条第一項に規定する射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして同条第二項に規定する者から推薦された者をいう。

十 法第五条の第三項第二号に該当する者で、同号の災害に起因するやむを得ない事情により法第四項第一号の規定による猟銃の所持の許可の申請をすることができなかったもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類を提出することを要しない。

十一 法第九条の第三項の射撃指導員にあつては、講習修了証明書に代えて、法第十五条の射撃指導員指定書を提示するものとする。

十二 第四十一条第一項第七号又は第八号に規定する者にあつては、技能講習修了証明書を提示することを要しない。

十三 外国人にあつては、戸籍抄本及び住民票の写しに代えて、国籍等の記載のある住民票の写しを提出するものとする。

十四 戸籍抄本、住民票の写し及び経歴書（以下「戸籍抄本等」という。）については、合格証明書又は教習修了証明書の交付を受けた日から起算して一年を経過していない者が、法第五条の第四項の規定による技能検定又は法第九条の第五項の規定による射撃講習を受ける資格の認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可又は法第九条の第十項の規定による射撃講習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合は、既に提出した戸籍抄本等の内容に変更のないときは、当該申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。

六 やむを得ない事情を明らかにした書類とは、令第十四条各号に掲げるやむを得ない事情により法第七条の第三項の規定による許可の更新を受けることができなかった事情及び当該事情がやんだ日から起算して一月を経過してないことを明らかにした書類をいう。

七 使用実績報告書は、別記様式第七十七号のとおりとする。

八 経歴書は、別表第一の別記様式のとおりとする。

九 射撃競技参加選手等とは、当該種類の猟銃に係る令第十三条第一項に規定する射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして同条第二項に規定する者から推薦された者をいう。

十 法第九条の第三項の射撃指導員にあつては、講習修了証明書に代えて、法第十五条の射撃指導員指定書を提示するものとする。

十一 第四十一条第一項第七号又は第八号に規定する者にあつては、技能講習修了証明書を提示することを要しない。

十二 外国人にあつては、戸籍抄本及び住民票の写しに代えて、国籍等の記載のある住民票の写しを提出するものとする。

十三 戸籍抄本、住民票の写し及び経歴書（以下「戸籍抄本等」という。）については、合格証明書又は教習修了証明書の交付を受けた日から起算して一年を経過していない者が、法第五条の第四項の規定による技能検定又は法第九条の第五項の規定による射撃講習を受ける資格の認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可又は法第九条の第十項の規定による射撃講習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合は、既に提出した戸籍抄本等の内容に変更のないときは、当該申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。